

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 1 5

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2 0 1 9 . 2 . 1 8

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※

本メールマガジンは配信専用となります。

当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、下記連絡先へお願い致します。

電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）

※-----※

「立春」を過ぎ、暦の上では春を迎えたものの、2月は一年を通して最も寒く、空気も乾燥する時期なのだそうです。先日もうっすらと雪が降りましたが、ここ数年を振り返ってみると、関東でも2月になると、途端に雪が降っているような気がします。子どもの頃は雪が積もるとワクワクしたのですが、粉雪程度の雪を眺めているのがちょうど良いと感じるようになったのは、歳をとった証拠でしょうか・・・。

暑すぎるのも嫌だけど、寒いのはやっぱりもっと嫌だな・・・

なんてことを考えては、暖かい季節が恋しくなる毎日です。

それでは、今月のメルマガです。

// // // 目次 //

[1] 事務所からのお知らせ

[2] 代表者コラム：相続法改正／配偶者居住権3「各論2」

（代表弁護士／税理士 保坂光彦）

[3] 弁護士コラム：三連休の思い出（弁護士 五十嵐佳弥子）

[4] あとがき

//////////

▼▼▼-----

1 事務所からのお知らせ

▲▲▲-----

◆ 当事務所主催セミナーのご案内

【3月27日】社会保険労務士の先生向け

毎年ご好評をいただいております社会保険労務士の先生向けのシリーズセミナー（少人数の勉強会形式）のご案内です。

国分寺市で初開催となる、2019年・第1回目のセミナー日程が決定いたしました。

==== 社会保険労務士のための実務セミナー 第1回 ====

日時：2019年3月27日（水）10～12時

場所：国分寺市本町3-1-1

cocobunji WEST 5階『セミナールーム』

※JR中央線・西武国分寺線・西武多摩湖線

【国分寺駅】北口より直結

テーマ：解雇・雇止め

講師：代表弁護士/税理士 保坂光彦

定員：15名

参加費：2000円（顧問先士業様は無料）

※お申し込みなどの詳細につきましては近日中に事務所HPに掲載予定です。

※国分寺市周辺の先生方には別途、ダイレクトメールにてご案内させていただきます。

▼▼▼-----

2 相続法改正／配偶者居住権3「各論2」

▲▲▲-----

皆様こんにちは

弁護士法人アルファ総合法律事務所の
代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

今回は「配偶者短期居住権」についてご説明させていただきましたが、
今回は「短期」ではない「配偶者居住権」について
お話したいと思います。

～おさらい～

まず、「配偶者居住権」は、対象となる建物に無償で居住できる
（その代わりに「自分の持ち物」ではないので居住にあたって相応の
注意義務を負う）ものである一方、あくまでも
一身専属的な権利であって、他人に譲渡することなどはできない
といった点においては「短期」の場合と同様となります。
しかし、その権利が存続する「期間」については、
特段の条件設定が為された場合を除き、原則終身（本人の死去まで）
という点で大きく異なります。

また、この「配偶者居住権」が成立すると、
配偶者は居住建物の所有者に対し、配偶者居住権の登記を
設定するよう請求することができ、
この登記を備えたときは、建物について所有権等の物権を取得した
者を含む第三者に対して、その権利を対抗（主張）することができ、
それにより居住建物の占有を妨害する第三者に対する妨害停止の
請求や、居住建物の占有者に対して居住建物の返還請求を行うことも
できるようになります。

～どのような場合に「配偶者居住権」が成立するの??～
配偶者が被相続人の遺産である建物に「相続開始の時」に
居住していたことを大前提として（配偶者短期居住権の場合と同様、
相続発生時に居住していない建物についてまで「居住権」を
認める必要がないからです）、次のいずれかのパターンにより
配偶者居住権が成立することになります。

- ①「遺産分割」による設定
- ②遺言による居住権の「遺贈」
- ③配偶者居住権を取得させる旨の「死因贈与契約」

②と③は被相続人が、残される配偶者のために予め「居住権」を確保しておくという形になりますが、①については、遺産全体をどのように分けるかという遺産分割協議全体の中において、「居住権」も一つの財産として相続人間における話し合いの中でバランスを取っていくという枠組みになります。

なお、①との関係で、もし相続人間で協議が整わない場合には、裁判所による遺産分割の「審判」で「配偶者居住権」が認められる場合もあります。

より具体的には、

①共同相続人間に、配偶者が配偶者居住権を取得することについての合意がある場合、又は

②配偶者が「配偶者居住権」を取得したい旨を申し出た場合に、居住建物の所有者が受ける不利益を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために、特に必要があると認めるとき（この場合は、相続人の一部に反対者が存在したとしても、です）

のいずれかの場合に、裁判所が相当と認める内容で「配偶者居住権」が設定されることとなります。

いかがでしたでしょうか。

「配偶者居住権」については、このたびの改正で新しくできた制度であるため、その経済的価値をどのように評価するかといった点も含め、実務上の課題も残されていますが、今後における遺言作成や遺産分割協議において重要な検討要素の一つとなっていくであろうことは疑いようもありません。

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] ～三連休の思い出～
▲△▲-----

こんにちは。

弁護士の五十嵐佳弥子です。

先日の三連休に、群馬県の雪山に遊びに行ってきました。
今年は、東京ではまだ積雪はないので

一緒に行った子供は雪を見て大喜びでした。

途中の道路の様子では雪が少ない印象でしたが、ゲレンデの雪は、さらさらのパウダー状で、雪だるまを作ろうとしても、全く固まらずに崩れてしまうほどで、ここで滑走したら、とても楽しそうに思えました。

「思えました」と書いたとおり、今回、滑走は全くしていません。連れて行った子供がまだ小さかったので、ゲレンデではスキーもスノーボードもせずそり遊びと、雪遊びをしたのみです。

私自身としては、長野オリンピックで日本人選手の金メダルラッシュを見たことがきっかけでスキーに興味を持ち、学生時代にはスキー検定1級を取得するほど打ち込んだこともあり、また滑ったら楽しいだろうと思いつつ、今回は、温泉と“上げ膳据え膳”の料理でのんびりしてきました。

大きさでなく、自分で準備をせずに美味しい料理が出てくるということの幸せを噛みしめました。

また連休に出掛けるのを楽しみに、日々精進したいと思います。

▼▽▼-----

4 あとがき

▲△▲-----

前職で某大学に勤務していたわたしにとって、2月は「入試」の思い出が色濃く、雪予報や交通遅延が発生するたびに課内が凄まじい緊張感に包まれるこの時期があまり好きではありませんでした。職場が変わり、そのように感じることもなくなるかな、と思っていたのですが、なぜでしょう。センター試験が近づいてきたあたりから、電車内で参考書を読む受験生の姿を見かけるたびに、気持ちがソワソワしている

自分がいることに気付きました・・・。

そんな(わたしにとってはなぜか落ち着かない)2月も折り返しを迎え、
もうすぐ卒業シーズンがやってきます。
そう遠くはない春の訪れを、楽しみに待ちたいと思います。

それでは、次号をお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆
ー発行元ー
| 弁護士法人アルファ総合法律事務所
| 代表弁護士/税理士 保坂光彦 (メルマガ担当: 松浦)
| 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階
| TEL: 04-2923-0971 / FAX: 04-2923-0972
| MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com
| URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)